

平成二十九年五月二十六日受領
答弁第 三二七号

内閣衆質一九三第三二七号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになつた経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになつた経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第二〇九号）においてお答えしたように、「「日本再興戦略」改訂二〇一五」（平成二十七年六月三十日閣議決定）において「獣医師養成系大学・学部の新設」について方針が示され、その後、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための制度改正を行う旨を、平成二十八年十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議において決定した。

その上で、お尋ねの「国家戦略特区制度を活用した獣医学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該閣議決定において示された方針を前提として検討が続けられていた獣医学部の新設（以下単に「獣医学部の新設」という。）の時期について、文部科学省と内閣府との間で協議は行われてきたが、同年九月二十八日に協議が行われた事実は確認できない。

二について

平成二十八年九月二十八日から同年十月七日までの間に文部科学省が内閣府に対して御指摘の考え方を伝えた事実は確認できない。

三について

お尋ねの「獣医学部の新設に向けた調整に関して話し合い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、義家文部科学副大臣から齋藤農林水産副大臣に対し、獣医学部の新設の件について農林水産省として検討してほしい旨、立ち話でお願いがあつたことは両者とも記憶しているが、平成二十八年九月二十八日から同年十月七日までの間のことであつたかどうかは確認できず、また他の機会にその件で両者が議論したことはない。

四について

お尋ねの「国家戦略特区を利用した獣医学部の新設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月七日頃は国家戦略特別区域に係る会議において獣医学部の新設について議論が行われており、その頃、萩生田内閣官房副長官は、獣医学部の新設やそれに関連する事項について文部科学省等の

職員との面談を行っていたが、当該面談の詳細については確認できない。

五について

お尋ねの「国家戦略特区制度を利用した獣医学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省は、同省と内閣府との協議において、同府から、獣医学部の新設の時期に関して「官邸の最高レベルが言っていること」及び「総理のご意向」との趣旨の説明を受けたことはない。

六について

平成二十八年十月十九日の時点で文部科学省高等教育局専門教育課に「牧野」という職員は在籍していた。当該職員が御指摘のように面会した事実は確認できない。